

松戸市新焼却施設整備事業 入札説明書等に対する質問・意見(第2回)

入札説明書に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	14	Ⅳ	1	(1)	入札参加者の構成等	事業者の募集及び選定期間中に、代表者または委任先の受任者の氏名及び役職名が変更となった場合、ちば電子調達システムによる変更申請を行えばよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、募集選定期間中に代表者又は委任先の氏名等の変更が生じた場合は、変更申請の受理書等の写しを添えて委任状を再提出してください。
2	入札説明書	15	Ⅳ	1	(2)	入札参加者の共通の要件	事業者の募集及び選定期間中に、諸事情により参加申請を行った委任先の支店が閉鎖した場合、市様に速やかに報告を行ったうえで、委任先の変更申請を行うことで、事業者選定には影響がないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、募集選定期間中に代表者又は委任先の支店等の変更が生じた場合は、変更申請の受理書等の写しを添えて委任状を再提出してください。
3	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)	シ④(カ)提案書・基本設計図書作成要領	提案書の様式に関連する添付資料の提出について、お認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	提案書の様式に関連する添付資料の提出は認められません。
4	入札説明書	13	Ⅲ	2	(2)	セ 開札	「落札者決定基準 Ⅱ-4 審査の流れ」にて加点審査(内容点)は開札前に実施されることとなっております。透明性の観点から、開札時に入札参加者それぞれの入札価格に加え、実施済みの加点審査(内容点)の合計も入札参加者に通知されるという理解でよろしいでしょうか。	開札時に実施済みの加点審査の合計を通知することはありません。

要求水準書(設計建設業務編)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	(3)8)緑化率	本計画は工場立地法に基づく届出が必要と考えられますが、工場立地法の緑化率にかかわらず緑化率40%必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第3節	3	環境影響評価	「入札提案書類の作成にあたっては、「(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」の内容を遵守すること。」とありますが、環境影響評価準備書の第2章 2-30の表 2-3-6-13 排出ガス諸元で、湿りガス排ガス量、乾きガス排ガス量および排出ガス濃度は遵守が必要と考えますが、排ガス温度などは参考と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	要求水準書 (設計建設業務編)	10	第1章	第6節	1	試運転	「工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転、乾燥炊き、負荷運転、予備性能試験、引渡性能試験、引渡しまでとし、期間を原則として180日以上、工期内に行うものとする。」とありますが、施設全体および各単体機器の性能確認結果に問題が無いことを前提に、事業者の実績に基づく試運転日数をご提案してもよろしいでしょうか。	確実な性能発揮、性能確認を前提として、事業者の提案に委ねます。
4	要求水準書 (設計建設業務編)	30	第1章	第11節	7	(1)残存工作物等	入札説明書等に対する質問・意見(第1回)要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.22のご回答より、既存施設施工時の仮設山留が残存されているものとして撤去費用を見込むよう記載がありました。入札の公平性を期すため、市様より仮設山留壁の情報を提示いただけないでしょうか。もし、想定が無ければ以下の工法で条件を揃えていただけないでしょうか。『SMW工法、掘削長25m、芯材H-500×200×10×16、芯材間隔450mm、総延長129m』または、撤去費用について別途精算とさせていただけないでしょうか。	仮設山留工については、当時の工事写真を閲覧資料18にて提供します。その上で、仮設山留の設置状況を以下の通り設定するので、こちらに基づき撤去費用等を積算してください。 ・工法：シートパイル ・残置水平距離：107m、残置鉛直距離：13m なお、撤去費用は本事業費に含めるものとし、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、仮設山留壁の撤去費用に係る入札金額の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
5	要求水準書 (設計建設業務編)	56	第3章	第2節	5	ダンピングボックス	「主に自己搬入されたごみのピットへの投入や搬入ごみの展開検査を実施する等のために設けること。」とありますが、展開検査作業時の効率化や省人化を目的として、本内容に準拠することを前提に展開検査装置のような代替品を設置することは可能でしょうか。	プラットホーム内の車両動線等の安全面に支障が無いことを前提に、事業者の提案に委ねます。
6	要求水準書 (設計建設業務編)	117	第3章	第12節	3	表3-12 モニタ仕様と設置場所	表3-12において大会議室にモニタを設置する要求に対し、p126の8 説明用調度品の(1)説明用映写設備 3)主要項目③では「大型ディスプレイにはITVカメラの情報が投影できるよう計画すること」とあります。説明用調度品の大型液晶ディスプレイ・プラズマディスプレイ100インチ以上については、大会議室に設置するものと想定していますが、p117の表3-12に記載されるモニタと同一と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

7	要求水準書 (設計建設業務編)	122	第3章	第12節	6	計装用空気圧縮機	(3) 主要項目(1基につき)の内訳として3) 空気タンクがありますが、計装用空気圧縮機を2基設置の場合に空気タンクを共通1式としても良いでしょうか。 また、その他の空気圧縮機についても同様の表現ですが、同じ考え方と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	要求水準書 (設計建設業務編)	161	第5章	第2節	1	工事範囲	「基礎、杭、地下ピット及び地下躯体を含む建築構造物の解体撤去」とあり、入札説明書等に対する質問・意見(第1回)要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.130では解体範囲についてご回答いただきましたが、その対象範囲は旧施設(焼却施設)だけでなく、余熱利用施設(基礎、杭、地下ピット、地下躯体)も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 本事業対象施設の基礎、杭、地下ピット及び地下躯体を含む建築構造物の解体撤去は、本市・関係部局との協議を踏まえた承諾が必要となることを前提に、残置の協議をいたします。
9	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 3	旧施設 図面一 式	03_機 器フ ロー 図	ごみ・灰・空気及び排ガス計装フローシート	解体対象である⑩ガス洗浄装置及び減湿冷却塔がダイオキシン類ばく露防止対策の必要な設備かを判断するため、ガス洗浄装置系統計装フローシートをご提示ください。	閲覧資料3に追加します。
10	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 11			土壌汚染調査報告書	p4の1.1 業務目的に「土壌汚染対策法第4条届出を見据え、自主的な調査として実施した。」とありますが、土壌汚染状況調査が未実施であるC5-4、D5-3、D5-6以外の区画については、閲覧資料11に記載の調査結果を調査結果報告書とし、事業者において追加調査等は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 11			土壌汚染調査報告書	土壌汚染調査報告書より単位区画B5-3、B5-6において、擁壁の下に汚染土が確認されておりますが、鉄塔に近接した擁壁の解体により、鉄塔の傾斜や部材の変形の可能性があるため、当該範囲の汚染土撤去工事を工事範囲外とすることは可能でしょうか。汚染土の残置が不可な場合、施工内容を東京電力と協議する必要があります。さらに、擁壁や鉄塔に関する図面等の資料がなく、想定が困難です。以上のことから、擁壁下の汚染土の除去に関する工期、費用は別途協議とさせていただけないでしょうか。	鉄塔の傾斜や部材の変形が生じないと想定する施工要領等にて、汚染土の全量撤去を行うものとして計画してください。 なお、東京電力との協議を要し、その協議の結果、予見出来ない対応等が生じた場合は、対応方法、工期、費用等について協議します。
12	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 11			土壌汚染調査報告書	土壌汚染状況調査について、下記の報告書をご提示願います。 ・測量成果簿 ・地歴調査報告書	測量成果簿は閲覧資料19：測量成果簿にて提供します。 地歴調査報告書は閲覧資料11に追加いたします。

13	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 13		敷地内地下水位及 び地下水質	敷地内地下水質調査結果(環境影響評価準備書_土壌)にて地下水質はすべての項目、調査地点で環境基準値を下回っていました。詳細調査実施済みの6区画については、措置完了後の地下水分析は一回、調査項目はフッ素・鉛と考えてよろしいでしょうか。 また、調査未実施の区画について、事業者で調査を実施し、基準値を超過した場合、工期、費用は別途協議とさせていただきます。	前段について、基準超過した土壌汚染物質に関する地下水質調査は環境影響評価とは別に実施しており、結果については環境基準値を下回っております。当該調査内容は令和8年3月3日追加閲覧資料11の地下水モニタリングをご確認ください。措置完了後の地下水分析回数及び項目はご認識のとおりです。 後段は調査未実施区画すべてにおいて調査基準深さから4mずつ汚染土壌が発生することを想定し、設計建設事業者の負担において適切に処分することとしてください。土壌汚染が確認された場合、地下水質モニタリングも必要となります。なお、想定を超える汚染土壌が存在した場合は、費用負担及び工期について別途協議を行うものとし、また、想定を下回る量であった場合には、契約金額の減額について協議を行うものとし、
----	--------------------	---	------------	--	-------------------	---	---

14	要求水準書 (設計建設業務編)	6	第1章	第3節	5	保険	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.13(要求水準書(設計建設業務編))にて「運営事業者への求償対応も含め、原案の通り加入を求めます」とご回答いただいておりますが、求償は事業者帰責による火災の場合を対象としており、事業者帰責ではない場合は、貴市が加入する建物総合損害共済にて損害を補償すると理解してよろしいでしょうか。	共済会と事業者が加入した保険の保険会社間の協議により決めます。 運営事業者への求償は、建物総合損害共済の判断によるため、火災保険を付保してください。
15	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	立地条件 (3)都市計画事項 8)緑化率	「緑化率40%以上」とありますが、(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書 要約書P.21(4)緑地計画「緑地は、都市計画対象事業実施区域内にある多目的広場を一部活用していく等、『供給処理施設の都市計画に関する手引』を踏まえ40%以上とすることを基本とする」との記載を根拠とされているものとお見受けします。 緑地計画の参考とするため、上記手引書をご開示いただけないでしょうか。	当該手引きにつきましては、行政内の事務運用のために千葉県が作成した図書でございますので、開示することができません。 なお、本事業における緑地の定義につきましては「松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づく敷地内緑化施設の技術基準」における敷地内緑化施設に準じるものとします。
16	要求水準書 (設計建設業務編)	3	第1章	第2節	6	立地条件 (5)敷地周辺設備 3)用水	「井水(断水時は使用可、敷設無し)」とありますが、通常時における井水の使用は認められないという理解でよろしいでしょうか。認められない場合はその理由をご教示いただけないでしょうか。	お見込みの通りです。 旧施設は周辺住民との取り決めにより、井水の使用をしないこととしておりましたので、本施設においても通常時は使用しないことといたします。ただし、井水設備の維持管理上で必要な対応と最低限の使用については認めます。
17	要求水準書 (設計建設業務編)	22	第1章	第9節	8	(3)既設仮設建物 (指定廃棄物保管所)の移設に係る配置設計	移設後における指定廃棄物保管所の位置についてご要望があればご教示いただきますようお願いいたします。	敷地外周付近等、近隣住民の目に触れる機会が多い位置には設置しないようにしてください。
18	要求水準書 (設計建設業務編)	28	第1章	第11節	3	(2)施工基本条件 4)設計変更	「工事で、施工中又は完了した部分であっても、実施設計の変更が生じた場合は、設計建設事業者の責任において変更しなければならない。この場合、請負金額の増額は行わない。」とありますが、設計建設事業者の責めに帰さない事由による設計変更については対象外と理解してよろしいでしょうか。	実施設計の変更が設計建設事業者の責めに帰さない事由であり、これを設計建設事業者が明らかにした場合においては、お見込みの通りです。ただし、市の承諾の有無が事業者の免責事由にはならない点に留意してください。
19	要求水準書 (設計建設業務編)	44	第2章	第3節	2	搬入出車両	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.45(要求水準書(設計建設業務編))において、以下の車両における全幅×全長×全高についてお示しいたしましたが、工場敷地内における車両軌跡を確認するために、車両の最小回転半径およびホイールベース、またはその情報が読み取れるカタログ等をご教示いただけないでしょうか。 ・ダンプトラック(10t)等:三菱2PG-FV70GZ ・脱着装置付きコンテナ車:いすゞ2KG-CXM60CT	本市で提供可能なカタログ等を保有していないため、提示した型式情報等から事業者にて確認願います。

20	要求水準書 (設計建設業務編)	72	第3章	第4節	10	(1)連続ブロー装置 5) 特記事項③	「蒸気は放蒸管(冷却器付)を通して屋外へ放散すること」とありますが、本装置を設置する場合、連続ブロー装置本体のコスト増に加え、機器冷却水量の増大に伴いポンプのコスト及び消費電力の増加が懸念されます。配管には火傷防止のための保温施工を施すこと、および放出先を人が触れられない場所とすることを条件に、本装置の設置は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
21	要求水準書 (設計建設業務編)	83	第3章	第6節	4	熱利用設備(新たな余熱利用施設用)	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回)No.78(要求水準書(設計建設業務編))において、熱利用設備の設計値として「供給温度95℃、戻り温度75℃」と回答いただいておりますが、本供給温度は循環温水の最高温度と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
22	要求水準書 (設計建設業務編)	102	第3章	第10節	1	(5)ろ液移送ポンプ	本ポンプはごみ汚水を炉内噴霧以外の系統(ごみピットへの循環等)に移送することが設置目的と推察します。その場合、「(2)ごみピット排水移送ポンプ」と兼用することが可能であるため、本ポンプの設置は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
23	要求水準書 (設計建設業務編)	160	第5章	第1節	5	(5)土壌汚染対策	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回)No.127(要求水準書(設計建設業務編))において「なお、地歴調査をおこなった上で調査区画を選定し、土壌汚染対策法に基づく調査を実施しております」とあります。土壌汚染対策法第4条申請時に調査結果を合わせて提出する場合、調査計画の根拠資料として地歴調査報告書が必要と考えられます。ご提出された地歴調査報告書を共有いただくことは可能でしょうか。	「要求水準書(設計建設業務編)に対する質問No.12をご確認ください。
24	要求水準書 (設計建設業務編)	177	第5章	第4節	1	(6)区画養生の隔離	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回)No.143(要求水準書(設計建設業務編))において、換気設備は「24時間稼働」と回答いただいておりますが、建屋内で管理区域が複数となる場合は、作業を行っている管理区域のみ換気設備を24時間稼働させるという理解でよろしいでしょうか。	作業を行っていない管理区域の負圧が保持される場合、お見込みの通りです。
25	要求水準書 (設計建設業務編)	177	第5章	第4節	1	(5)廃棄物一時保管場所	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回)No.144(要求水準書(設計建設業務編))において「廃棄物一時保管場所の移設に際して、形質変更前に汚染のおそれの有無について一時保管場所直下の土壌試料を採取し、土壌分析を実施する必要があります。」と回答いただいておりますが、入札時点での考え方として、「廃棄物一時保管場所」は「汚染のおそれのある場所」と「汚染のおそれのない場所」のどちらを想定すべきでしょうか。「汚染のおそれのある場所」と想定する場合、必要な分析項目をご提示いただけますでしょうか。	廃棄物一時保管場所直下の位置する区画は地歴調査において「汚染のおそれのある場所」とされましたので、土壌汚染調査を実施し、汚染無しとされております。従いまして、「汚染のおそれのない場所」としてください。

26	要求水準書 (設計建設業務編)	187	第5章	第7節	1	(4)工事仕様	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.155(要求水準書(設計建設業務編))において、新工場建設の造成工事で発生する汚染されていない発生土を埋戻しで利用することについてご了承いただいています。「汚染されていない発生土」を指定区域の埋戻しに使用する際、届出上「汚染されていない発生土」を証明する資料として「閲覧資料11 クリーンセンター土壌汚染調査業務委託 業務報告書(令和7年3月)」を使用してよろしいでしょうか。	「要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法」(平成31年環境省告示第6号)により、汚染のおそれを推定するための情報として使用することは可能ですが、汚染のおそれがないと認められる土地であっても5,000㎖以下の量毎に、その中心部分において試料採取及び土壌汚染調査が必要となります。
27	要求水準書 (設計建設業務編)	189	第5章	第8節	2	(1)ダイオキシン類調査	「付着物中のダイオキシン類濃度を設計建設事業者において確認調査を実施すること。」について、第入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.162(要求水準書(設計建設業務編))において「添付資料は参考とし、事業者にて改めて付着物中のダイオキシン類濃度を設計建設事業者において確認調査を実施してください。」と回答いただいています。入札時点では、現在提示されているデータを元に管理区域・解体工法を計画するものの、受注後の調査の結果、参考データに基づく計画と異なる場合は、対応費用等について別途協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	現在提示しているデータを含め、事業者にて必要十分な管理区域・解体工法等を想定して積算してください。なお、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、付着物除去工事費に係る入札金額内訳の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
28	要求水準書 (設計建設業務編)	195	第7章	第1節	2	(3)基準不適合土壌・埋設廃棄物の区域外への搬出・処分	土壌汚染調査の調査基準深さの考え方について、入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.171(要求水準書(設計建設業務編))において「調査基準深さはGLとなります。」と回答いただいています。ごみピット部の調査基準深さは「ごみピット底面FL-底盤厚さ」という理解でよろしいでしょうか。	調査基準深さに関して、地階については地下1階下深、ごみピット下深及びごみピット貯留槽下深に訂正します。また、調査未実施区画のうち、C5-4につきましては1階表層調査により基準値内となっておりますのでごみピット貯留槽下深が調査対象です。ただし、ピット貯留槽下深で基準超過があった場合を想定し、区域指定解除のため、基準超過深度より表層までの土壌をすべて除去する想定としてください。なお、想定を下回る量であった場合には契約金額の減額について協議を行うため、汚染土壌対策工事費に係る入札金額内訳の根拠資料(数量・単価)を入札図書として提出してください。
29	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 8	-	-	和名ヶ谷クリーンセンターの薬剤使用量等	和名ヶ谷クリーンセンターにおける薬剤年間購入量をご提示いただいています。本施設における重金属固定剤の、より正確な使用量を算出するために、和名ヶ谷クリーンセンターでの灰搬出量の内訳(灰、固化物)および各灰に対する重金属固定剤の添加率(至近3年分)をご教示いただけないでしょうか。	閲覧資料8に追加いたします。

30	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 11	01_土 壌汚 染調 査報 告書	[別 冊] 業務 報告 書	資料5 業務打合 せ・協議記録簿	第2回_3. 議事において、土壌汚染調査結果について松戸市環境保全課様との協議が記録されています。 提出予定の第4条届の内容（地歴調査結果、調査配置・深度、特定有害物質の種類）についての貴市環境保全課様との合意の有無についてご教示ください。 また、閲覧資料11に地歴調査が含まれていないことから、貴市環境保全課様がすでに地歴調査結果を入手しているため提供不要と理解してよろしいでしょうか。	合意をしております。 地歴調査結果についても本市環境保全課確認済みですが、閲覧資料11に追加いたします。
31	要求水準書 (設計建設業務編)	-	閲覧資料 11	01_土 壌汚 染調 査報 告書	[別 冊] 業務 報告 書	資料5 業務打合 せ・協議記録簿	第2回_3. 議事_(3) 調査未了地点の取扱いについて「工場内地下階からの調査を取り止めた2地点については、解体時の調査とした場合でも特段問題はない。また、掘削予定深度に達しなかった1地点の取扱いは、改めて課内で確認をとる。なお、これら3地点についての区域指定等に係る対応についても課内で確認をとっておく。（環境保全課）」と記録されています。 こちらは「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）_P367_2.11土壌汚染調査の追完」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

要求水準書(運営・維持管理業務編)に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書(運営・維持管理業務編)	2	第1章	第2節	5	業務期間	「本業務の管理運営期間は、令和16(2034)年1月1日から令和36(2054)年3月31日を基本とする。」とありますが、一方で入札説明書P2(3)業務期間には「・運営・維持管理期間：令和16年1月1日から令和35年12月31日まで(20年間)」とあります。後者を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章	1	(3)	受付管理	入札説明書等に対する質問・意見(第1回)要求水準書(運営・維持管理業務編)に対する質問No.4で、受付管理に関して「今後、本市にてオンラインでの予約制度も検討します。」とご回答いただいております。市様にて手配いただいた予約管理システムを利用し、運営事業者がオンライン受付対応を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	要求水準書(運営・維持管理業務編)	13	第4章	2	(3)	案内・指示	「必要に応じて本施設内での洗車を指示すること。」との記載がございますが、対象車両へ洗車指示するための基準を事業者側で設定するのは困難と考えられるため、市様において指示基準をお示しいただけませんかでしょうか。	本施設を利用する直営・委託・許可車両は全て洗車するものとしてください。 洗車対象台数の考え方として、【1日の平均搬入台数：可燃ごみ(直営・委託・許可)229台+他プラ40台=269台】、【受付時間：8:30~16:30=8時間】、【1時間当たりの洗車台数=269台÷8時間=33.625台/時÷34台/時】としてください。
4	要求水準書(運営・維持管理業務編)	23	第8章	第1節		物品・用役の調達・管理	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回)No.11(要求水準書(運営・維持管理業務編))において、周辺地域住民の一時避難に対応するための防災備蓄品の調達に関し、「前段について、防災備蓄品の調達は本市で実施し、保管・管理は運営事業者の所掌とします。」と回答いただいております。 また、「避難者の想定人数、想定滞在日数は事業者の提案に委ねます。」とも回答いただいております。 以下についてご教示いただけますようお願いいたします。 ① 事業者が提案する人数、滞在日数に必要な防災備蓄品については、貴市にて調達いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ② 上記①の理解が正しい場合、運営期間中の更新についても貴市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 ③ 上記①の理解が正しい場合、避難者には施設見学時に被災し、一時的に滞在することが想定される見学者についても、「避難者」に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	①事業者提案を踏まえ、必要な防災備蓄品を本市で調達します。 ②運営期間中の更新も本市で実施します。 ③お見込みの通りです。

5	要求水準書(運営・維持管理業務編)	16	第5章	第4節	搬入管理	<p>要求水準書(運営・維持管理業務編) P.16 第5章第4節 搬入管理では「運営事業者は、毎日数台を対象にプラットフォーム内での搬入検査を実施」とありますが、これは、要求水準書(設計建設業務編) P.56 第3章第2節 5ダンピングボックスに記載されている「展開検査」と同義と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>同義でない場合、展開検査の実施頻度等は応募者提案によるものという理解でよろしいでしょうか。</p>	搬入検査と展開検査は同義です。
6	要求水準書(運営・維持管理業務編)	-	別紙1		測定項目及び頻度 排水 下水道法の有害物質	<p>入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.17(要求水準書(設計建設業務編))において、各項目の測定回数は「下水道法施行規則第15条」に準拠するとありますが、同規則では「公共下水道管理者又は流域下水道の管理者は、終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案して、ダイオキシン類以外の測定項目の測定回数につき、別の定めをすることができる」と回答いただいています。</p> <p>つきましては、各項目の測定回数については、受注後に貴市とご協議の上、決定させていただくことでよろしいでしょうか。</p> <p>なお、受注後には、代表企業が全国で運営管理している清掃工場における測定頻度の実績等もご提示する予定です。</p>	法令の範囲内で事業者の提案に委ねます。実施時における下水道管理者(本市下水道部局)との協議で決定することになります。

様式集に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式集(Excel)		第15-1-1号様式			地域経済への貢献の内訳	様式集に対する質問・意見(第1回)のNo.12にて、「地元企業の定義が松戸市入札参加業者資格者名簿の所在区分名が「市内」もしくは「準市内」で登録されている企業である」と回答いただいておりますが、松戸市内に本店を有しているが、松戸市入札参加業者資格者名簿に未登録の企業も、所在地が確認できれば、地元企業としてお認めいただけないでしょうか。	松戸市入札参加業者資格者名簿に未登録の企業であっても、松戸市内に所在していることが、明らかな場合にあっては地元企業として取り扱うことは可とします。
2	様式集(Excel)		第15-1-1号様式			地元企業への発注金額	表中に企業名を記載する欄がありますが、より多くの地元企業参画を促すために、記載した企業が変更になった場合も金額を守ればペナルティにはならないという理解でよろしいでしょうか。	ペナルティとするかは個別の判断によりますが、変更になることを前提に発注予定先を提案することは、公平性の観点から認めることはできません。
3	様式集(Excel)		第15-1-1号様式			地元企業への発注金額	現時点で具体的な発注分野・内容に対するそれぞれの企業名と金額を記載することが難しい場合、記載する発注分野・内容に対して、企業名の欄に複数の企業名を記載してもよろしいでしょうか。 (記載イメージ)	複数の企業名を記載することは可とします。

地元企業への発注予定			単位	設計・建設期間
区分	発注分野・内容	企業名		令和8～15年度
①設計・建設期間	建築設備	〇〇会社 〇〇設備 〇〇工業	千円	〇〇千円

4	様式集(Excel)		第11-3号		二酸化炭素排出量等	「②提出書類の「運転計画書」に基づき算出すること。」とありますが、運転計画書の提出様式をご提示いただけませんか。	各炉の運転日数等が分かるものとし、任意様式とします。
5	様式集(Excel)		第11-3号		二酸化炭素排出量等	本書に記載する発電電力量、買電電力量、売電電力量は、④・⑤にご記載の季節区分及び各季節ごとの外気温、湿度の条件において、煙突から白煙を発生させない運転を行う前提で算出するという認識でよろしいでしょうか。白煙防止装置の稼働条件によって発電電力量等の数値が変動するため、条件統一のためにご教示願います。	季節区分及び各季節ごとの外気温、湿度の条件において、環境影響評価準備書を遵守することを前提条件とし、お見込みの通りです。 なお、白煙防止装置の稼働条件(物質収支、エネルギー収支)等も合わせて評価対象とします。
6	様式集(Excel)		第11-3号		二酸化炭素排出量等	「⑦余熱利用施設供給熱量(暫定)の算出条件は、2,800MJ/時間、12時間稼働として算出するものとし、全炉休止期間は事業者の提案に委ねる。」とあります。一方で、「⑧余熱利用施設供給電力量(暫定)の算出条件は、年末年始(8日間)、毎月第3月曜日(12日間)の他、全炉休止期間は事業者の提案に委ねる。」とあります。 余熱利用施設供給電力量と同様に、余熱利用施設供給熱量(暫定)は、以下のように算出させていただきませんか。 余熱利用施設年間供給熱量 = 1時間当たり熱供給量:2,800MJ/時間(ご指定) × 12h(ご指定) × (365日 - 8日 - 12日 - 全炉休止日数(事業者提案))	左記のとおりとします。
7	様式集(Excel)		第14-1-1号様式		運営・維持管理業務終了後10年間の維持管理計画	「運営・維持管理業務終了後10年間」とありますが、運営・維持管理業務終了後120ヵ月分の維持管理計画を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集(Excel)		第14-2-5号様式		長期収支計画表	入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回)No.55(要求水準書(設計建設業務編))において、運営業務費用(用役費、維持管理費)の積算は計画ごみ量「98,229t/年」で算出し、災害廃棄物量は含めないとご回答いただいているため、本様式の委託料B(変動費)も「108,051t/年」ではなく「98,229t/年」で算出すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集(2)(Excel:収支計画等)(令和8年4月16日修正版)にて、様式を修正済みです。
9	様式集(Excel)		第14-2-5号様式		長期収支計画表	工期短縮により運営・維持管理の開始時期が早まった場合、各年度の変動費算出に用いる「廃棄物量(計画ごみ量、t/年)」についても、その変更に合わせて運営・維持管理期間の初年度および最終年度の量を月単位で反映するという理解でよろしいでしょうか。 例:工期を1か月短縮する場合 令和15年度: 98,229t/年 ÷ 12ヵ月 × 4ヵ月 = 32,743t/年 令和35年度: 98,229t/年 ÷ 12ヵ月 × 8ヵ月 = 65,486t/年	ご理解のとおりです。

10	様式集(Excel)		第15-1-1号様式		地域経済への貢献の内訳	<p>入札説明書等に関する質問書・意見書への回答(第1回) No.12(様式集)において「本事業の実施を目的に設立する「特別目的会社」を除き、入札公告後に設立された企業への発注額を本様式に計上することを可とします。なお、当該企業に発注されることが、合理的な説明資料にて証明できることを前提とします。」と回答いただいておりますが、本発注金額の積み上げを目的に構成企業が貴市に入札契約の権限が委任された支店を設立した場合は、ご回答中の「合理的」には該当しないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。																											
11	様式集(Excel)		第15-1-1号様式		地域経済への貢献の内訳	<p>地元企業への発注金額算定に関して、「一次下請(地元企業)→二次下請(地元外企業)の場合は、一次下請への発注金額から、二次下請への発注金額を差し引くこと」が条件のため、差し引く二次下請の対象が生じる場合は、本様式にその企業名や発注金額も記載するものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>記載例：</p> <table border="1" data-bbox="931 635 1514 820"> <thead> <tr> <th colspan="3">地元企業への発注予定</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>設計・建設期間</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>発注分野・内容</th> <th>企業名</th> <th>令和8～15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①設計・建設期間</td> <td>造成工事(一次)</td> <td>地元企業A</td> <td>千円</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>造成工事(二次)</td> <td>地元外企業b</td> <td>千円</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>造成工事(二次)</td> <td>地元外企業c</td> <td>千円</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">設計・建設期間 計(①)</td> <td>千円</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>	地元企業への発注予定			単位	設計・建設期間	区分	発注分野・内容	企業名	令和8～15年度	①設計・建設期間	造成工事(一次)	地元企業A	千円	100,000	造成工事(二次)	地元外企業b	千円	20,000	造成工事(二次)	地元外企業c	千円	20,000	設計・建設期間 計(①)			千円	60,000	ご理解のとおりです。
地元企業への発注予定			単位	設計・建設期間																														
区分	発注分野・内容	企業名		令和8～15年度																														
①設計・建設期間	造成工事(一次)	地元企業A	千円	100,000																														
	造成工事(二次)	地元外企業b	千円	20,000																														
	造成工事(二次)	地元外企業c	千円	20,000																														
設計・建設期間 計(①)			千円	60,000																														